

【問5】 次の文が正しければ○，誤りなら×で答えよ。

- 1 【       】 著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができ、また侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる。【       】
- 2 【       】 著作権侵害があっても、故意でも過失でもなければ、侵害による損害の賠償請求をすることができない。【       】
- 3 【       】 楽曲の著作者である作詞家、作曲家は、著作権侵害者に対して、「名誉・声望を回復するための措置」を請求できるが、実演家である歌手には請求する権限はない。
- 4 【       】 著作権法では、共有著作権の行使は、共有者全員の合意がなければできないことになっているが、侵害訴訟等の場合は共有者の各人が単独でもできる。
- 5 【       】 著作権が共有に係るときは、各共有者は単独で差止請求をすることができる。
- 6 【       】 歌手が自分の持ち歌を、一部別の歌詞に変えられてネット上に流された場合、慰謝料などの損害賠償請求をしなくても、名誉回復の措置として、新聞紙上での謝罪だけを請求することができる。
- 7 【       】 自分の実際の名前でなくペンネームで小説を発表した場合は、自分の名前を登録することにより、著作権の保護期間を長期化することができる。
- 8 【       】 著作権の登録に費用が掛ることはない。これは著作権の発生に費用がかからないのと同じ理由で条約に決められた義務である。
- 9 【       】 ライセンサーは、契約によりライセンスの許諾を得た場合、契約書に明記された対価を支払う義務がある。
- 10 【       】 歌手には著作隣接権があり、歌っている曲について同一性保持権があるから、CDに録音された曲の速度を遅くしたり又は早くしたりして放送する場合は、その歌手の許諾を得る必要がある。
- 11 【       】 気に入ったホームページがあったのでリンクを張ろうとしたら「リンクを張るには当方の許諾が必要です」との文言があった場合、無視して無断でリンクを張ることは、著作権侵害となる。
- 12 【       】 機関車が好きで機関車の写真がある雑誌に掲載したが、ある人が、私とその人の作品を真似たという理由で苦情を言ってきた。確認したところ、確かにその人の写真とそっくりだったが、間違いなく私の作品は私が撮影したものであるから、このような場合には著作権侵害とならない。
- 13 【       】 著作権は、著作物が完成した時から始まり、著作権者の死後50年経過するまで存続する。

所感: